

産業厚生常任委員会報告

令和4年12月19日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月9日午前10時00分及び12日午後1時30分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開会し、11月30日に本委員会に付託されました議案2件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、土木建築課長及びにぎわい拠点整備室長の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月30日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑： 公募による指定管理者を選定事業者の候補者として選定する規定を今頃になって追加するのは時期的に遅すぎるのではないか。

回答： 今回の条例改正については、PFI事業者の特例ということで、追加の改正をするものであり、時期的に間違っていないため、このタイミングでの改正を理解して頂きたい。

質疑： 指定管理者を選ぶ方法は、これまで公募による競争であったが、この規定を追加することで公募による競争をすることがなくなると考えてよいのか。

回答： 今回の改正で、PFI事業により選定された指定管理者候補者を、選定の特例という考え方を持っており、その法律に則った事業者選定という考え方である。

質疑： PFIに基づいて事業を行った場合には、指定管理者も公募によらずに選定事業者を指定管理者として選定することになるのか。

回答： PFI法に則って事業認定を受けた業者については、指定管理者候補者として考えている。

(2) 議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について

質疑： 道の駅の交流スペースや屋上スペース等の使用料が2,000円となっているが、SPCと協議して決めたのか。

- 回答： 使用料については、役場で規定されている総合運動公園やレイクセンター等の料金形態に準じており、屋内の子育て交流施設は1時間当たり屋内外の貸出施設は1平米1日当たりで今回上限金額を設定している。
また料金については、県内他の道の駅の料金状況等も参考にしており、今後SPCと協議し、料金設定をしていく。
- 質疑： 交流スペースや広場等、1平米1日につき2,000円の使用料となると、10メートル×10メートルの100平米借りた場合、1日の使用料が20万円という計算になるが、桁が違うように思うが。
- 回答： 料金については、今後規則において減免等の規定を設けるつもりである。
- 質疑： 子育て中の女性が少しの時間でも子どもを預かってもらい、その間に買い物ができたり、お母さんたちが集まってカフェを楽しんでもらうなど、そのようなコンセプトを考えて、子どもを預けられるようにした方が良いのではないか。
- 回答： 今回の貸出しスペースの交流施設とは別に、一時預かりスペースを確保しているので、そのような需要については、対応できると考えている。
- 質疑： 町内者の料金の最高が1,800円と説明があったが、それは100円×3メートル×6メートル、で18平米。その最大が1,800円と説明されているのに、議案書では1平米1日につき2,000円のまままでいくのか。
- 回答： 今最大で説明をしたのが、土、日、祝日の町外の600円で、チケット等のイベントをされた場合の3倍で、600円×3倍の1,800円となる。

以上の審査を終え、委員会採決を行った結果を報告いたします。

- (1) 議案第90号 美浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

- (2) 議案第91号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの設置及び管理に関する条例の制定について

は、賛成反対が同数となったため、委員長判断による賛成をもって承認することに決しました。

次に、当委員会に付託されました陳情第2号の協議について報告いたします。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書についてははじめに、議会事務局長から陳情の説明を受け、審査に入りました。

意見： 最低賃金を時給1,500円まで上げるとなると、今のコロナ禍の中、日本の会社の大半を占める中小企業では破綻も考えられるので、この陳情には丸々賛成出来ない。

意見： 今の物価高騰や景気の悪化で、経済状況が悪くなり、それに伴って民間企業も削減されている。これを実施すれば、中小企業の負担が重くなると思うが、中小企業をしっかり支えていく文言が明記されている。積極的に国に意見書を出して、自分たちのことも考えてくれているという姿勢を、町民の皆さんに示していきたいと思うので、意見書として提出すべきと考える。

意見： 若者が自立生活に必要な最低生計費の月25万円で換算すると時給1,500円となる。結果的に検討していく中で1,000円、1,100円となるかもしれないが、このような視点を持って引き上げる方向に議論を進めていただきたいという思いで提出されている。中小企業を抜きにして労働者の賃金だけを上げろと言っているのではなく、こういったことは非常に重要な視点であり、意見書を提出すべきである。

などの主な意見がありました。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書については賛成多数をもって採択することに決しました。なお、議会最終日に採択された場合は、河本議員を提出者、高橋議員を賛成者として発議することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、12月12日午後1時48分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。